

# 私たち「現役子育て世代」は、この条例を望んでいません

## —— 家庭教育支援条例（案）に対する声明 ——

2012年5月7日

発言する保護者ネットワーク from 大阪

### 【連絡先】

〒534-0024 大阪市都島区東野田町1-6-16

ワタヤ・コスモビル6階 大阪京橋法律事務所 気付

電話 06-6167-5270 FAX 06-6351-3603

発言する保護者ネットワーク from 大阪

代表 大前 ちなみ

## 1 家庭教育支援条例の問題点

5月1日～2日にかけて、複数の新聞およびテレビ局は、大阪維新の会・大阪市議員団が「家庭教育支援条例（案）」をとりまとめたと報道しました。報道内容によれば、同条例案の内容は、発達障がい「親のせい」と断定し、これを「予防・防止」するために「伝統的子育て法」を各家庭に教育すると定めています。

これは、まったく科学的根拠がない考え方に基づいており、現に発達障がいの子をもつ保護者の気持ちを大きく傷つけるものです。発達障がいの子どもとその親に寄り添ってサポートをするのではなく、「予防・防止」という形で排除することにつながります。

また、発達障がいの子どもをもつ保護者だけでなく、すべての保護者に対しても重大な影響を与えます。なぜなら、この条例案は、すべての保護者に「伝統的子育て法」を強制し、「親心」、「父性と母性」、「結婚の意義」などについて、政治家または行政機関が決めたとおりに教育する、つまり強制するものとなっているからです。

条例案の全体を通じて、発達しょうがいへの偏見や、性差別的な家庭感も強く感じられます。

このほかにも、条例案には多くの問題点があります。次に紹介するように、多くの保護者から不安や疑問の声が出ています。

## 2 現役子育て世代の声—— 条例案への不安・疑問が噴出しています

- \* 子育てはしんどいものです。やってみたら分かります。条例を作って、親に圧力をかけるなんて、しんどい所にさらに重い十字架を背負わす事です。親がよりいっそう孤独になり、孤立するだけではないでしょうか。(中・高校生の母)
- \* そもそも家庭で子どもを守り育てることと、保育所・幼稚園での学びは別ものでしょう。なぜ、親になることを保育所・幼稚園の「一日体験」で学べるのかまったく理解不能です。(小4の母)
- \* 私は、子どもを信頼できるプロの保育士に預けているのであって、ひっきりなしに「子育て体験」にやってくる素人に、わが子を「勉強のため」に抱いてほしくはないです。(0歳・3歳の母)

- \* 競争で子どもがのびるとか、義務や強制で親がマトモになるなんて、論理が雑すぎませんか。現象を丁寧に分析して対策を講じる過程を欠いているように見えます。今、本当に必要なのは親の貧困や孤立への支援ではないのですか。 **(3歳・小1・小3の父)**
- \* 「虐待、非行、不登校、引きこもり等」は単に愛情の問題でしょうか。大人にも子どもにも世知辛く生きにくい社会そのものに問題があることを、多くの保護者は気づいているはずですが。親を教育するなどと言う前に、子育てしやすい労働環境に恵まれた大阪市と大阪府にするのが先ではないでしょうか。 **(3児の父)**

### 3 私たちは「排除」や「予防」ではなく、寄り添うサポートを望みます

上記のように、私たちは今まさに子育てをしている保護者として、今回の条例案について強い疑問と不安を抱いています。そもそも政治が「家庭教育の中味」について介入したり、特定の思想や考え方を押しついたりすることに、強い違和感を覚えます。これは、政治が学校教育の現場に介入してもよいという教育基本条例と共通した考え方ではないのでしょうか。

一人一人の保護者は、喜び、悩み、戸惑い、ときには苦しみながらも、子どもに向きあって子育てをしています。いま政治に必要なのは、「一人一人の子どもや保護者に寄り添ったサポート」です。

「今の若い母親には親心が欠けている」と批判したり、「子どもが発達障がいになるのは子育て方法が悪いからだ」と非難することは、親を追い詰めることにしかありません。上から押さえつける教育や強制によって解決するものではありません。

### 4 「維新の会」および橋下市長の対応について

上記の条例について橋下市長は、「発達障がいには親の責任」というのは自分の考え方と違くと弁明しました。また、維新の会市議団は、「5月議会では提出せず、これから議論する」と、これまでの報道発表とは矛盾する弁明をしています。

私たちは、こうした対応をみて安心できません。むしろ、不安を高めています。なぜなら、市民から強い批判を受けたにもかかわらず、条例案に盛り込まれていた多数の問題点については反省の言葉がないからです。

橋下市長は、この条例案に関して、政治あるいは行政機関が「家庭教育の中味」について指導・介入すること自体は肯定しています。家庭教育に対して、特定の政治的な思想や考え方を押しつけるという基本姿勢は全く反省されていないのです。

これでは、形は変わっても、今回の条例案に盛り込まれていた「伝統的子育て法」の強制や、「親心」・「父性と母性」・「結婚の意義」などを政治家または行政機関が決めたとおりに教育するという動きが再び現れてしまうのではないのでしょうか。私たちは、このことを強く危惧します。

このような根本的な問題がありますから、今回の条例案に関しては、部分的な修正によって問題が解決するとは到底思えません。大阪維新の会・大阪市議員団の皆様に対しては、このような条例案を市議会に提出せず、真摯に保護者の不安・疑問・批判に耳を傾けていただくよう、強く要請いたします。

以上